

「玉掛け（特例）技能講習」12月開催のご案内

— 清水基準協会との合同開催 —

つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーンもしくはデリック等の玉掛けは、玉掛け技能講習を修了した者でなければ作業に従事させることは出来ません。

当協会では、静岡労働基準協会連合会が主催する標記の特例技能講習を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますよう、ご案内申し上げます。

今回は、清水協会との合同開催としますので、会場が清水となりますのでご注意ください。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習日程		講習時間	講習会場
1日目	学科	8:50~17:00	清水テルサ 6F 研修室 静岡市清水区島崎町 223
2日目		8:50~15:10 (終了後の学科試験含む)	
3日目	実技	7:50~17:10	中山三星建材(株)清水工場 静岡市清水区三保貝島 4025-13

注-1 駐車場

※学科会場に駐車場はありません。各自で近隣の民間駐車場等をご利用ください。

※実技会場では指定駐車場を利用させていただきます。

注-2 それぞれ開始時刻10分前までに来場して下さい。

2. 講習カリキュラム (学科11時間、実技5時間)

学科	(1) クレーン等の玉掛けの方法	6時間 (360分)
	(2) クレーン等に関する知識	1時間 (60分)
	(3) クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間 (180分)
	(4) 関係法令	1時間 (60分)
実技	クレーン等の玉掛け	4時間 (240分)
	クレーン等の運転のための合図	1時間 (60分)

※特例講習となりますので、受講資格は下記4をご確認願います。

3. 受講料 (消費税を含む)

受講料	テキスト代	合計金額 (会員・非会員共通)
23,150円	1,650円	24,800円

4. 受講資格

- (1) 玉掛けの業務に従事しようとする満18歳以上の者
- (2) クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚荷装置で、つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上の物の玉掛けの補助業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。
- (3) 外国人の方は、日本語のテキストに沿った講義と日本文字による修了試験を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けます。
- (4) 外国人の方は、『在留カード』に記載されている名前を申込書に記入してください。
※在留カードに記載されている名前が修了証の名前になります。

5. 受講申込み手続きの手順

- (1) 受講者の空き状況を確認してください。(※電話での予約は出来ません。)
(TEL：054-253-7067)
- (2) 申込書を作成し、FAXで送付してください。(※FAXの到着順に仮受け付けします。)
※個人情報ですので、送り間違いが無いようご注意ください。
※持参、郵送でも構いませんが、事務局に到着した順で仮受け付けしますのでご注意ください。
- (3) 事務局より、仮受け付けが終了した旨をFAXでお送りします。
※受講料のお支払い方法の他必要な手続きが書かれていますので、それに従って後の手続きを行ってください。
受講料の入金確認後に事務局から受講票が発行され、本受け付けが終了します。
- (4) 本人確認証明書類の提示について
※令和4年度より、講習会当日に受講者の本人確認証明書類を提示していただきます。
講習会当日は、以下の本人確認証明書類の内いずれか一点をご持参ください。
【本人確認証明書類とは】
自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効したものいずれか一点とします。

6. 修了証の交付 講習修了者後、法令に定める修了試験(学科・実技)を行い、合格した者には後日「修了証」を交付します。

7. 携行品 学科：受講票、筆記用具、昼食、マスク
電卓(関数電卓使用不可、スマホ等の電卓機能使用不可)
実技：受講票、筆記用具、テキスト、昼食、マスク
作業服(長袖、長ズボン)、ヘルメット(あごひも付き)、安全靴(スニーカー不可)、作業用皮手袋、

8. 受講者が少ない場合、開催を取り止めることがあります。

9. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会
静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠 102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613